

予防接種事業について

1 HPVワクチンキャッチアップ接種の延長について

(1) 概要

国において、キャッチアップ接種期間（以下「特例期間」という。）は令和7年3月までとされているが、令和6年11月に開催された国の審議会において、令和6年夏以降の大幅な需要増加に伴う限定出荷の時期があったことなどの状況を踏まえ、特例期間に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回接種を完了できるよう、1年間の経過措置を設けることが了承された。

(2) 事業内容

項目	内容
接種対象者	以下の①②とも該当する者。 ①平成9年度から平成20年度生まれの女性 ※従来のキャッチアップ接種対象者（平成9年度から平成19年度生まれの女性）に加え、令和7年度に定期接種の対象者から外れる者（平成20年度生まれの女性）も対象とする。 ②令和4年4月から令和7年3月までの特例期間に1回以上HPVワクチンを接種している者
接種期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
接種スケジュール	6カ月の間に3回接種（標準的な接種スケジュール）
周知方法	特例期間中に接種していない接種未完了者に対し、個別通知による再勧奨を実施。（令和7年2月21日発送）

2 带状疱疹ワクチン接種事業について

(1) 带状疱疹ワクチン予防接種の定期接種化

ア 概要

令和6年12月に開催された国の審議会において、令和7年4月1日から带状疱疹ワクチンをB類の定期接種に位置付けることが了承された。

イ 事業内容

項目	内容
接種対象者 ※年度内年齢	・ 65 歳の者 ・ 60 歳以上 64 歳以下の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者 ・ 70、75、80、85、90、95、100 歳の者及び 101 歳以上の者※ ※70 歳から 100 歳の 5 歳刻みの者は 5 年間の経過措置として実施 ※101 歳以上の者は令和 7 年度のみ対象
接種開始	令和 7 年 4 月 1 日から
使用ワクチン	・ 乾燥弱毒生水痘ワクチン (生ワクチン) または ・ 乾燥組換え带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)
接種回数	・ 生ワクチン 1 回 ・ 不活化ワクチン 2 回
自己負担額	・ 生ワクチン 4,900 円 ・ 不活化ワクチン 18,000 円/回 ※生活保護世帯及び住民税非課税世帯の者は無料

(2) 带状疱疹ワクチン任意接種に対する公費助成

ア 概要

带状疱疹ワクチンの任意接種に対する公費助成は定期接種に位置付けられるまで間の事業であるが、市民に対し事業終了に係る周知期間が必要であることから、令和 7 年度まで継続実施し周知するもの。

イ 事業内容

項目	令和 6 年度	令和 7 年度
接種対象者 ※接種日時点 の年齢	50 歳以上の者	・ 50 歳から 59 歳の者 ※令和 7 年度に不活化ワクチン 1 回目を 59 歳で接種し、2 回目を 60 歳で接種した者も対象とする。 ・ 60 歳以上の者で令和 6 年度中に不活化ワクチンの 1 回目を接種した者（定期接種対象者を除く）
接種期間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
使用ワクチン 助成回数	・ 生ワクチン 1 回 ・ 不活化ワクチン 2 回	
公費助成額	1 回あたり 3,500 円	